

平成24年度の主な措置事例

◆ 業務に改造アマチュア無線機を使用

「某会社がダンプに免許を受けずに無線局を開設し車両間で現場連絡など業務通信を行っている」という情報に基づき、現地において探査を実施した結果、業務用無線と思われるアンテナを設置し同社名を表示した車両を確認しました。

同社へ「注意・啓発文書」を送付し、指導を行いました。引き続き使用していることが判明したことから、現地で探査を実施し、同社車両からの電波の発射を確認しました。

後日、同社を訪問して事情聴取等を行った結果、免許を受けずに無線局を開設していたことが判明したため、違反者が他に免許を受けていたアマチュア局の運用停止及び無線従事者の従事停止の行政処分を行いました。

なお、今回使用された無線機は改造アマチュア機で、アマチュアバンド外の電波が発射できることを説明し販売していた販売店に対しても相応の対処を行いました。

◆ 外国製ベビーモニターによるMCA無線への混信障害

平成24年5月、福岡市内のMCA無線中継局の制御周波数に混信が発生。直ちに混信源調査を行い、中継局から数100m離れたマンション付近が混信源の可能性が高いことが判明。

当該マンション内での調査の結果、マンション内の1室で使用されていた外国製ベビーモニター（子供の様子を撮影し、別室でモニターする機器）が原因であることを確認し、その障害源を排除しました。

◆ アマチュア無線の使用区別に違反した通信

アマチュア無線の広帯域デジタル用周波数において、「(アナログ方式の通信で)男女間の通信が入感する」という申告があり、DEURASによる監視により固定と移動間の通信であることを確認。

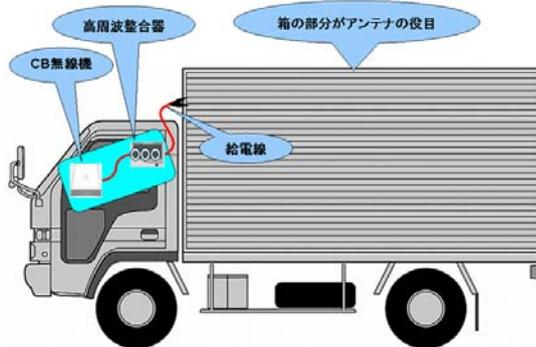
数回の現地探査を実施しましたが、申告された周波数ではデータ通信が頻繁に行われており、その中に入感する妨害通信のほとんどが数秒単位であったことから発信源特定が困難と判断し、規正用無線局による指導を実施、通信は消滅しました。

しかし数週間後に再発。指導を無視した故意の違反と判断し、さらに数回の移動探査を実施した結果、不法運用していた2局の所在を確認しました。実態は、自宅(固定局)で妻が運用、業務用車両(移動局)で夫が運用しており、無線局の免許は失効、妻は無資格操作でした。この違反に対し、無線従事者の従事停止処分を行いました。

◆ ボディアンテナを使用した不法無線局を開設した者を摘発

事務所前をトラックが往来すると、パソコンが度々システムダウンするなどの障害を受けて業務に支障をきたしているとの申告を受け、当局の電波監視システムにより障害原因と思われる不法電波を発射しているトラックを確認、平成24年1月、行政指導を行ったところですが、その後も不法無線局の運用が確認されたため7月31日、久留米警察署へ告発しました。

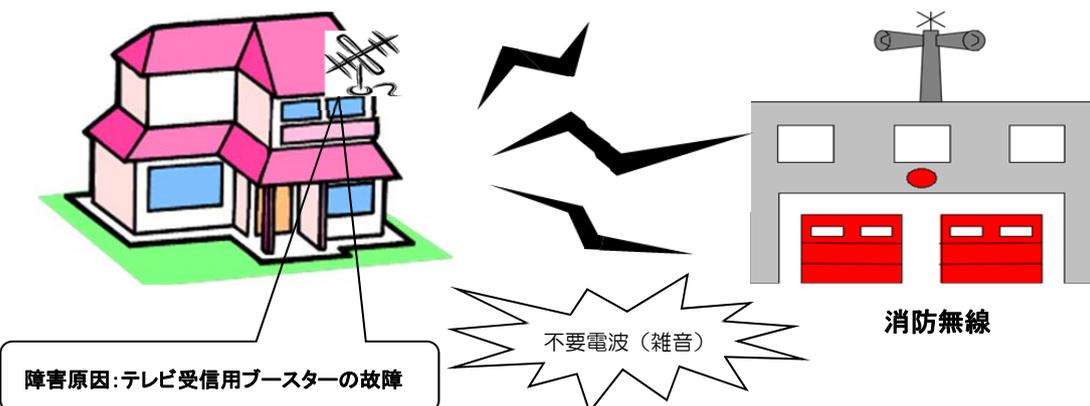
その結果、同署では当局の捜査協力の下、8月9日、当該トラックを強制捜査し、関係無線機等を押収するとともに被疑者を逮捕しました。摘発した無線局は、取り締まりを逃れるため車両の荷台部をアンテナとして使用するもので、巧妙で悪質なものです。



本件不法市民ラジオ

◆ テレビ用受信ブースターからの消防用無線局への雑音混入

平成25年2月、福岡県内の消防用無線局に雑音が入り、通話しづらいとの申告が免許人からあり、電波監視施設(DEURAS)による固定監視を行いました。原因となる電波が比較的弱いものと推測され確認できませんでした。固定監視を継続しつつ、現地での調査を実施した結果、現地から数キロメートル離れた家屋に設置されていた老朽化したテレビ受信ブースターから、通常であれば発射されることのない電波の発射が確認されました。当局の職員が原因者宅付近で家主の帰宅を待って、当該受信設備から不要な電波が発射され消防無線に影響を与えている旨を説明し、設備の交換を行って頂いたことで雑音を排除することができました。



◆ 不法パーソナル無線による携帯電話用基地局への妨害発生

平成24年10月、宮崎県県央地域に設置されている複数の携帯電話用基地局が何らかの外来電波による影響を受けて、通信がしづらい状況であるとの免許人からの申告があり、電波監視施設(DEURAS)による固定監視を行った結果、携帯電話用基地局の利用周波数帯付近に不審な電波の発射が確認されました。固定監視の結果からある程度の範囲に発射地域が限定されたこと、また、音声(動物の鳴き声等)が確認できたことから、宮崎県内で別の業務を実施していた職員を、急遽現地に向かわせることとしました。電波監視施設(DEURAS)のセンター側から逐次、固定監視のデータ(位置情報、音声内容等)を現地の職員に提供しながらサポートし、現地の職員が車両に搭載した受信設備等を駆使し、電波の発射源と思われる家屋を特定しました。

特定はしたものの、当該家屋の家主が不在であったため、現地付近で帰宅を待っていたところ、家主と思われる人物が帰宅、当該電波の発射されていることを受信機等により確認してもらい、当該電波が他の無線局に影響を与えている旨説明し、電波の発射を停止させました。

